

# 平成26年第11回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年10月6日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	23番	徳井 勝美
24番	田上 均	25番	杉本 征子	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一
28番	植田 英男	29番	三川 了	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海
33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生
37番	池本 信秋	38番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番 井上 清晴 21番 田上 一 22番 小路 修三 30番 田上 輝行

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎 係長 上村 健也  
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第65号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第66号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第67号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第68号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第69号 農用地利用集積計画の決定について  
第70号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について

報 告

第 2 2 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 2 3 号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） それでは、総会のほうに移りたいと思います。

現在の出席委員は、38名中、田上一委員、田上輝行、小路委員、井上委員が欠席ということで、34名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。

ただいまから、平成26年度第11回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（宮田辰也君） まず、会長より挨拶をいただき、引き続き会議規則第4条により議長をお願いしたいと思います。進行いただきますようよろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第65号より議第70号までの33件と、報告第22号から報告第23号までの428件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、横島の田上均委員と徳井委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第65号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第65号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、伊倉北方の申請人で、申請物件、伊倉北方3311-1、田1,120㎡、相手方の要望と経営拡張による売買であります。

2番、荒尾市、大倉の申請人で、申請物件、大倉709-4、畑305㎡、農業

廃止、経営拡張による売買でございます。

3番、河崎と山部田の申請人で、申請物件、玉名1133-1、田1,487㎡、労働力不足、経営拡張によるこれも売買であります。

4番、三ツ川の申請人で、申請物件、三ツ川2857、田2,610㎡外2筆、計3,026㎡、労力不足、経営拡張による売買でございます。

5番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町上573、田1,075㎡、宅地との交換であります。

6番、横島町の申請人で、申請物件、大浜町3244、田975㎡、親戚への贈与であります。

7番、天水町の申請人で、申請物件、天水町小天1489-1、畑823㎡外7筆、計3,395㎡であります。労力不足、経営拡張によるこれも売買でございます。

以上7件、合計の11,383㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。相手方の要望と経営拡張ということでございます。譲受人は認定農家でありまして、何ら問題はなく、許可相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○14番（森川正志君） はい、14番、森川です。これも農業廃止と経営拡張ということで、譲渡人はですね、もう何年もほったらかしの狭い畑なんです。それで、譲受人は重機も持つとるし、何ら問題なく畑地にできる可能性があるということでの売買でした。何ら問題ないと思えます。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。譲渡人は労働力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされていますので、許可相当と思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○17番（鍬本勝利君） 17番、鍬本です。4番の案件について説明します。

譲渡人は労働力不足、譲受人は経営拡張、受人は労働力の下限面積も機械力もあり

ますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○19番（大野金生君） 19番、大野です。5番を説明します。

譲受人所有の宅地約2畝と、それから水田の約1反、これをお互いの利便性によってですね、お互いの話し合い等によって交換するもので、何も問題ないと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、6番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。労力不足によるいところへの贈与ということで、認定農家でもありますし、許可相当であると思います。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、7番、どうぞ。

○35番（谷川文武君） 35番、谷川です。譲渡人は、10年以上前より農業を営んでおられませんでした。また病気で倒れられまして、こういう案件として出ております。譲受人のほうは経営拡張をどんどんしておられる農業者であります。重機あたりも持っていますので、荒地とその辺の作用を使って、開墾して、そしてそれ以上に頑張ってきてきれいに再生をするような方です。何ら問題ないと思われまます。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第65号については、許可することに決定しました。

次に、議第66号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第66号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島13、田1,283㎡、労働力不足、相手方の要望により、平成26年10月6日より5年間の契約であります。

2番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件、天水町尾田1638-6、畑2、

651㎡のうちの1,000㎡外1筆、計2,083㎡、労力不足、経営拡張により、平成26年10月6日より平成46年2月28日までの19年間の契約であります。

以上2件、合計3,366㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。1番の案件につきましては、本件は、借受人の農地と隣接している関係で、申請理由の中に労働力不足とありますけども、これは耕作便利ということでございます。借受人については、下限面積も問題なく、許可相当と思われます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○32番（松本哲海君） 32番、松本です。貸人、借人は親戚関係です。貸人は労力不足、借人は経営拡張です。下限面積も満たしており、許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第66号については、許可することに決定しました。

次に、議第67号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第67号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、伊倉北方746-1、畑993㎡、太陽光発電施設42.68

k wの建設による転用でございます。

2番、申請物件、岱明町山下451-1、畑744㎡外1筆、計1,439㎡、共同住宅2棟及び駐車場としての転用でございます。

以上、2件、合計2,432㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。

地元農業委員さん同行のもと現地調査を行なっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号、1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） はい、12番、坂西です。太陽光発電設置でございまして、雨水対策といたしまして、自然浸透と雨水枡を設置し、側溝へ接続するというところで、何ら問題はなく許可相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） はい、23番、徳井です。この農地は第3種農地で、第1種住居地ということでもあります。それでアパートを建設するための許可ということですから。以上です。

敷地面積は1,439㎡で、建物面積が411.67㎡、駐車場が325.0㎡です。給排水計画については、給水、公営上水道を利用するということです。雨水については、市道の側溝へ放流、雑排水については、公共下水道へ放流、雨水については、公共下水道へ放流ということです。防除計画については、隣接地地権者の方と事業計画を説明し、同意を得るということでもあります。

現地調査の結果、周りに害をおよぼすようなことはなく、許可相当と思えます。よろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。この1番の案件ですけども、これは太陽光発電施設、これは売電用といたしますか、産業用の施設ですかね。42kwということですけど、多分そうだろうと思えますけども。

○事務局長（宮田辰也君） そうです。

○24番（田上 均君） これは10月以降の契約については、九電はもう契約せんとというようなことが、最近新聞で今、問題になっとつですたいね。先行きわからんとでしようが。

○事務局長（宮田辰也君） この分に関しましてはですね、その新聞発表前にですね、

もう契約ができてるということですので、九電のほうから許可が下りてる分です。

○24番（田上 均君） ああ、9月でもう契約されとるわけですか。

○事務局長（宮田辰也君） そうです。もう契約してたんですね。

○24番（田上 均君） 契約してた、はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第67号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第68号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第68号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、立願寺888-3、台帳、宅地、現況、畑、面積269㎡、個人住宅としての転用であります。これについては、台帳は畑となっておりますので、現況主義ということでこういうことになっております。

2番、申請物件、築地1642-11、畑145㎡、個人住宅としての転用であります。

3番、申請物件、伊倉北方2535-5、畑297㎡、これも個人住宅としての転用でございます。

4番、これは今、話がありましたけども、九電との契約ができておりませんので、10月2日付けをもって取下げを行なわれておりますので、削除をお願いしたいと思います。

5番、申請物件、青野443、畑708㎡、駐車場、トラック6台分の申請でございます。

以上4件、合計1,419㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案を申し上げます。地元委員さんの同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしく御審議をお願いしま



す。

すみません、3番については、先月保留となった分でございますので、よろしく  
お願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明いたします。

場所はですね、立願寺の栄屋の北側から入って数百メートルというふうな所でござ  
います。個人住宅の建設というふうなことで、西側と南側は既に住宅になっており、  
北側と東側は市道というふうなことでございます。まあ上下水道から完備をいたし  
てるというふうなことで、何ら問題はないというふうに判断いたしました。許可  
相当です。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。この案件は、周辺は全部住宅地でございます。

それで転用することによって何ら周囲に問題はなく、許可相当と判断いたします。  
以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。先ほど事務局から説明がありましたとお  
り、前回の総会で保留になった個人住宅でございます。給水につきましては上水道  
を使用するということでありまして、生活雑排水は浄化槽を設置し、南側の側溝に  
放流する。雨水も南側の側溝に放流するということで、何ら問題はなく、許可相当  
か思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番につきましては、取下げが申請されておりますので、  
飛ばしていきます。

次、5番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。譲受人は運送業で、災害復旧の仕事が  
増え、既存の駐車場は今、大型トラックが10台分の駐車場なんです、手狭にな  
り、申請地を購入して、駐車場及びトラックの展開場所として使いたいというこ  
とです。

この申請地は、大型トラック駐車場の土地の隣接地であり、駐車場を拡張するに  
あたって非常に便利だということで、土地の選定をされております。また、被害防  
除計画としては、造成後の被害防除方策として、土砂流出に備えて、隣接農地との  
間に擁壁、ブロック積みを設置されるということで、許可相当と判断いたしました。  
以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。5番の案件についてですね、農振農用地区内の農地の除外後というのはどういうことなんでしょうかね。一般的に第1種農地はですね、隣接地うんぬんというのはありますけど、除外分というのがですね、ちょっと読んでてどういうことなのかなと思ひましてね。

○事務局長（宮田辰也君） 今ですね、申請が出ておりました。

○主任（中根 剛君） すみません、事務局の中根です。今回の物件のところはですね、10月3日付けでですね、農振農用地からの除外が終わっております、終わります。それで1種農地ということで、除外後の。そのうちですね、事業用地の2分の1の拡張が1種農地でもできますので、それで申請があがっております。

○13番（本田多美子君） もう一ついいですか。現地を検討したところですね、1種農地と言われると横島町みたいに立派な農地を想像されると思うんですが、これが1種農地というぐらいみんなびっくりしたんですよ。山の中で、なしぎゃんところが1種農地だったらろかていうふうな、山林とか、駐車場、トラックの駐車場と、あとはほとんど山だったです。だから、正直こういうところが1種農地、耕作放棄地になるよりもという感じで現地調査してまいりました。

○10番（坂本誠二君） 本田さんの説明でわかりました。私は大浜でみますと、第1種農地というのはすらった農地なんですね、そこに何でなのかなあて、今の説明で理解できました。

○事務局長（宮田辰也君） 一応ですね、農振地区から外れて、それと併せて農業委員会の許可をするということになっております。よろしいでしょうか。

○10番（坂本誠二君） はい。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、4番を除いて、許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第68号については、4番を省いて許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第69号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第69号、農用地利用集積計画の決定について。農業

経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平成26年10月6日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。8ページから11ページまでの17件の集積があります。

これで、ちょっとこの中身について訂正がありますので、よろしくお願ひします。10ページをお願いします。

10ページのですね、4番、これがですね、現耕作面積が803㎡となっておりますけども、現耕作面積はゼロであります。新規にこれから始められるということでございますので、訂正方よろしくお願ひします。

続きまして、11ページをお願いします。所有権移転8件、48,668㎡、利用権設定8件、20,297㎡、利用権転貸1件、28,881件、合計の17件、97,846㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案申し上げておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第69号については、原案どおり決定することに決定しました。

次に、議第70号、農地の買受適格証明願について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第70号、農地の買受適格証明願（耕作目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願いを承認するものとする。平成26年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、競売物件、大浜町1207-8田1,588㎡外1筆、計2,824㎡、入札期間、平成26年10月14日から平成26年10月21日までとなっております。開札期日は、平成26年10月27日となっております。合計の2,824㎡、買受適格証明願の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順位買受願出人となり、3条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するも

のとする、という附帯決議が付いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。願出人はですね、下限面積もクリアーしているというふうなことで、何ら問題はないというふうに判断いたしております。許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第70号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第22号から報告第23号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 説明いたします。

報告第22号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成26年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は426件の解約を受理しております。一応これは農地中間の件で、中間管理機構との契約が必要となりますので、一応解約してまた再契約するというところで、こういう件数になっております。

続きまして、108ページをお願いします。

報告第23号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成26年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、2件の返納届を受理しております。以上であります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） 質問もないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。その他、何かございませんか。  
ほかにございませんか。

(なしの声)

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、慎重なる審議まことにありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時35分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年10月6日

玉名市農業委員会会長      東    令佐

農   業   委   員                      徳井   勝美

農   業   委   員                      田上    均